

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 210 号（諮問第 223 号）

件名：運転免許証更新申請書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 5 月 16 日

2 原処分

令和 4 年 5 月 30 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 6 月 7 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 7 月 26 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が運転免許証の

更新を受けようとした際に、平成 25 年に A 警察署へ提出した運転免許証更新申請書（以下「本件申請書」という。）であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、運転免許証更新申請書の 1 枚目の保存年限は 5 年、2 枚目の保存年限は 9 年と記載されていることから 2 枚目については保存期限内であり、開示すべきである旨を主張している。

イ 処分庁によれば、現在使用されている運転免許更新申請書については、改正道路交通法が平成 26 年 6 月 1 日に施行され、運転免許の更新申請時に申請者が道路交通法に規定される一定の病気等の症状について把握するため、質問票が追加されたことにより、2 枚複写の書類となったものであり、この質問票については、警察庁の通達により、9 年間保存することとされているとのことである。

しかし、本件申請書は平成 25 年に A 警察署に提出されたものであり、改正道路交通法の規定は施行されておらず、9 年間保存すべき質問票は存在していないことから、本件申請書の保存期間は現在の運転免許更新申請書の 1 枚目と同様に 5 年であり、請求日時点では保存期間を満了し、廃棄済であるとのことである。

ウ 当審議会において処分庁から提出された平成 25 年行政文書分類基準表を確認したところ、処分庁の主張するとおり、同基準表において、本件申請書は 5 年保存であることが認められた。

これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報は既に廃棄済であるとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が提出した平成 25 年の運転免許証更新申請書（1 枚目及び 2 枚目）